障生第2524号

令和２年３月18日

指定障がい児通所支援事業者　代表者　様

大阪府福祉部障がい福祉室

　　生活基盤推進課長

**児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける**

**令和２年度の報酬区分の見直しについて（通知）**

　日頃から、本府の障がい福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

　さて、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいては、平成30年度報酬改定により、報酬区分が導入され、令和２年度の報酬区分は、別添に記載の方法により延べ利用児童数の実績に基づいて判定することとなりました。

　つきましては、別添を参照のうえ、必ず平成31年度の報酬区分を判定いただき、判定の結果、報酬区分が変更となる場合は下記により届出をお願いします。

　判定の結果、報酬区分に変更がない場合は届出不要としますが、判定の根拠となる資料は必ず保存しておいてください。

報酬区分が変更となるにもかかわらず届出をせず、不正な請求を行った場合は、返還が必要となり指導等の対象となります。

なお、令和２年4月から、吹田市に障がい児通所支援にかかる指定・指導権限を移譲しますので、吹田市に所在する事業所におかれましては、送付先にもご留意ください。

記

**１　届出を要する事業所**

　　　児童発達支援又は放課後等デイサービスで、判定の結果、令和２年３月現在適用している区分から、**報酬区分が変更となる事業所**

　　　※児童発達支援センター、主として重症心身障がい児を対象とする事業所は対象外です。

　　※新設等で平成31年度（令和元年度）中の実績が1年未満の事業所は、別の取扱いとなります。

**２　提出期間**

**・児童発達支援　　　　　令和２年４月１日(水)～令和２年４月15日(水)**

**・放課後等デイサービス　令和２年３月19日(木)～令和２年４月15日(水)**

※算定対象期間が異なるため、サービス別に提出期間も異なります。（下記５を参照）

**３　提出先・提出方法**

吹田市に所在する事業所：令和２年４月以降吹田市へ届出してください。

吹田市以外に所在する事業所：従来どおり大阪府へ郵送してください。【消印有効】

※　あて先は裏面をご確認ください。

**４　提出書類**

【別添】の≪提出書類≫をご確認ください。

　　　様式は、下記≪府ホームページ≫からダウンロードしてください。

　　　≪府ホームページ≫　（<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/judgment-lastyear-r2.html>）

**５　報酬区分の算定対象期間**

**・児童発達支援　　　　　平成31年度実績分（平成31年４月～令和２年３月）**

**・放課後等デイサービス　平成31年４月から令和２年２月実績分（11ヵ月実績）※**

**※**新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業により、放課後等デイサービ

ス事業所の基本報酬区分の算定期間の取扱いが変更となりました。

詳しくは「上記４」≪[府ホームページ](http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/judgment-lastyear-r2.html)≫をご確認ください。

**６　変更後の報酬区分の適用開始**

**令和２年４月のサービス提供分から**適用します。

（届出書類の「変更日」は令和２年４月１日としてください。）

**≪郵送先一覧≫**

|  |  |
| --- | --- |
| 大阪府 | 〒540-8570（住所記載不要）  大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループ |
| 吹田市 | 〒564-0027　吹田市朝日町３番401号　吹田さんくす３番館 ４階  吹田市 福祉部 福祉指導監査室　障がい事業者担当 |

<連絡先>

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課

指定・指導グループ　指定担当

電話　06-6941-0351（代表）内線2458,4520